

12 こども医療費補助に係る統一的な制度の創設について

(内閣府・厚生労働省関係)

要望内容

- 1 国と地方自治体が共同で検討を行う体制の構築
- 2 子どもへの医療費補助に係る統一的な制度の創設

(要 旨)

国におかれては、教育の分野の少子化対策の取組として、幼児教育・保育の無償化に踏み切れ、また、子どもに関する施策の司令塔となるこども家庭庁の令和5年4月の創設に向けた準備が進められています。

こうした中、指定都市市長会においては、昨年、こども医療費補助制度は、地方自治体の意見が反映され、地方自治体間で生じている差異をなくすような統一的な制度が望ましく、また、その制度の創設・実施のためには、国と地方自治体とで協議の場を持ち、子どもの医療費の自己負担を含む助成水準のあり方について検討し、子どもへの医療費補助制度の実現を目指す体制づくりが重要であるという認識を共有し、国に対し、統一的な制度の創設を要請したところです。

本市としては、社会福祉や社会保障など、全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行われるべき事業を実施するための制度の創設については、国において主な役割を担っていただくとしても、住民福祉の増進に資する行政サービスを実施する基礎自治体も、その役割分担を踏まえ、共通の目標の達成に向けて、各々が自らの役割として、今何ができるのか、今後どのように進めるのかを共に議論した上で、統一的なこども医療費補助制度の創設と実施に向けて、制度のあるべき姿とその財源について目標を共有できるようにしていきたいと考えています。

つきましては、国と地方自治体が共同で検討を行う体制を構築していただくよう、また、子どもへの医療費補助に係る統一的な制度を創設していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

1 国と地方自治体が共同で検討を行う体制の構築

医療保険制度における子どもの医療費の自己負担を含む助成水準のあり方につきましては、国と地方自治体が共同で検討し、指針を示していただいた上で、子どもへの医療費補助制度の必要性を共有していただきたい。

その検討に際しては、子どもたちが、日本のどこに住んでも安心して医療が受けられるよう、また、必要な財源を確保し長期的に安定した制度設計となるよう、国と地方自治体が共同で検討を行う体制の構築について、格別の御配慮をお願いいたします。

2 子どもへの医療費補助に係る統一的な制度の創設

地方自治体が独自に実施しているこども医療費補助制度は、長年にわたる制度の拡充を経て制度の内容に大きな差が生じており、統一的な制度の創設と実施に向けた検討に当たっては、所得制限や一部負担金を含む地方自治体における制度の運用実績等を分析・検討した上で、地方自治体の意見を反映させる必要があります。このため、国と地方自治体がこども医療費補助制度のあるべき姿について共同で検討を行い、連携して統一的な制度の創設・実施を目指していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。